

## 市議会 BCP を感染症大規模流行事案に対応させるための基本的考え方（案）

### 1. 方針

感染症対応は、大部分で現 BCP と共通すると考えられるが、感染症特有の対応が求められる事項があると考えられるので、それらを補足する形で改訂する。

① 大規模自然災害の場合、議場/委員会室が復旧し（または仮議場/仮委員会室を確保でき）、無事を確認できた議員の参集が可能となり、本会議や委員会が概ね平常どおり開催できるようになるまでの間（発災から 10 日程度を想定）、議決以外の市議会の機能を特定メンバーによる臨時組織（＝災害対策会議）に一元化することで、発災直後の非常事態においても業務を継続することを主眼とする。

② これに対し感染症大規模流行の場合、流行初期に本会議や委員会が直ちに機能不全に陥る可能性は低く、災害対策会議を立ち上げ、そこに市議会の機能を一元化する必要性は低い。

したがって、オンライン会議や出席者を最小限にするなど、人と人との接触を最小限にする方法により委員会等を通常開催することを優先する。

それでもなお、議員に多数の感染者が発生するなど委員会等の開催ができなくなった場合は、災害対策会議を設置することが有効と考える。

### 2. 市議会 BCP の改訂骨子案

上記のことを踏まえ、感染症特有の内容を反映させた改訂骨子案は以下のとおり。

	大規模自然災害の場合 (現 BCP の規定内容)	感染症の場合 (共通点/特有の内容)
適用時点	災害対策本部条例に基づく「3号配備」 発令時	議員に感染者（疑義者含む）が確認された時
議会の役割	①災害対策会議を中心とした体制構築 ②市本部が災害対応に専念できるよう 協力・支援 ③被災情報集約と災害対策会議を通じた 市本部との情報交換 ④国等への要望 ⑤復旧復興に向けた迅速な予算審議	①については、本会議や委員会が機能 するかぎり、必要なし ※むしろ、人の接触を最小限にして 本会議や委員会を開催する方法を 予定しておくことが重要 ②～⑤は、共通

	大規模自然災害の場合 (現 BCP の規定内容)	感染症の場合 (共通点/特有の内容)
議員の役割	①地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援 ②地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供 ③災害対策会議からの情報を市民に提供	①は、感染者（疑義者含む）との濃厚接触を回避する行動が優先される ②③は、共通
事務局の役割	①来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援 ②市議会事務局職員の安否確認 ③正副議長の安否確認 ④在本庁舎（議員控室等）議員の安否確認 ⑤本庁舎議会層被災状況確認 ⑥災害対策会議の事務補佐 ⑦市本部との連絡体制確保 ⑧災害関係情報の収集・整理 ⑨津波避難者への議場、委員会室開放 ⑩議会層の被災状況に応じた会議場所の確保	②③④は、居所に関わらず健康状態（症状・検査結果）の継続的な確認に置き換える ⑥⑦⑧は、共通 ①⑤⑨⑩は、適用なし
災害対策会議の役割	本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間の議会として行う下記の取り組み ①議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること ②議員の招集に関すること ③市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと ④議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと ⑤国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること ⑥市本部からの依頼事項に関すること ⑦その他、議長が必要と認める事項	議員に感染者（疑義者含む）が出た場合、以下により段階別に対応する。 ・フェーズ1（第1段階） <u>議員の感染者が少ない場合、委員会はオンライン会議を優先し、本会議においても定足数を最小限に保ちつつ、他者との接触を極力回避する。</u> ・フェーズ2（第2段階） <u>多数の議員が感染し、フェーズ1の対応も不可能となった場合、オンラインによる災害対策会議を設置する。</u> （大規模自然災害発生時と同一視） ※オンライン会議の実施については、各委員会等において、事前に試行等の準備を行っておくこと。 その場合、①～⑦について共通